

# 小規模企業等振興資金

## 融資制度のご案内

### 制度を利用できる方

市内に主たる事業所を有し、事業を適法に営んでいる個人、会社、医療法人等。  
ただし、次の方は対象になりません。

- 保証除外業種を営む方 [農業、林業、漁業、金融業、風俗関連営業、射倂的娯楽サービス業の一部、非営利団体等]
- 許認可等を要する事業を営む方で、その許認可等を受けていない方
- 税を滞納されている方
- 不渡処分により金融機関と取引停止中の方
- 保証協会の代位弁済を受けて現在求償権が残存している方
- 協会が事故報告を受理し、事故事由が解消していない方
- 借入れについて、返済を滞納している方
- 休眠会社
- 保証申込みについて、金融あっせん屋等の第三者の介在が判明した方

### 制度の主な内容

	通常資金	小口資金
金額	5,000万円 以下	2,000万円 以下
残高方式	申込限度額=5,000万円	申込限度額=2,000万円—信用保証協会保証付融資残高
従業員数	50人以下(商業・サービス業 30人以下)	20人以下(商業・サービス業 5人以下)
期間及び貸付利率	1年超3年以内 年1.9% 運転資金 3年超5年以内 年2.0% 5年超7年以内 年2.1%	3年以内 年1.7% 運転資金 3年超5年以内 年1.8% 5年超7年以内 年1.9%
	1年超3年以内 年1.9% 設備資金 3年超5年以内 年2.0% 5年超7年以内 年2.1% 7年超10年以内 年2.2%	3年以内 年1.7% 設備資金 3年超5年以内 年1.8% 5年超7年以内 年1.9% 7年超10年以内 年2.0%
資金用途	事業上の運転資金または設備資金に限ります。 (生活資金、住宅資金等の事業外資金は対象になりません)	
返済方法	分割返済(原則1年以内で据置きが出来ます。)	
貸付方法	証書貸付	証書貸付、手形貸付
担保	原則として要しない	
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない	

## 申込受付機関

下記取扱金融機関

## 取扱金融機関

三菱UFJ銀行、大垣共立銀行、三十三銀行、十六銀行、名古屋銀行、あいち銀行、百五銀行、東春信用金庫、瀬戸信用金庫、東濃信用金庫、岡崎信用金庫、岐阜信用金庫 の  
県内各支店(一部取り扱いをしていない支店もあります)

## 信用保証料率

信用保証料率は、中小企業者の経営状況等に応じて9段階になっており、信用保証協会が個別に算定します。

なお、信用保証料は、融資を受けられるとき金融機関を通じて愛知県信用保証協会へ納めていただきます。

## 貸付までの事務の流れ

### 融資相談

取扱金融機関で申込みの相談を随時受付けています。

### 申込み

所定の申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付して申込受付機関に申込みます。  
申込書の用紙は、取扱金融機関で用意しています。

### 実態調査

市の担当者が**必要に応じて**申込者の事業所へ伺い、営業内容等についてお聞きします。  
なお、調査の日時等についてあらかじめお知らせします。

### 融資決定

取扱金融機関、市及び保証協会の審査を経て、融資の可否を決定し、取扱金融機関を通じて本人に通知があります。

### 貸付

融資が決定した後、指定した金融機関と借入れの契約をしていただきます。  
契約が完了すると金融機関が貸付を行います。

### 返済

毎月指定した金融機関へ返済していただきます。

## 信用保証料の助成

春日井市では、信用保証料に対して、通常資金は90%、小口資金は100%助成します。

ただし、融資申込時にこの制度での融資残高があり回収条件（融資実行の際に同時に繰り上げ償還を行う）とする場合は、回収額相当分については助成の対象となりません。

なお、信用保証料助成金の申請期限は、取扱金融機関融資を受けた後**1か月以内**となります。

※ 信用保証料助成金の上限額は、500,000円となります。

## 保証料の返還

小規模企業等振興資金融資信用保証料助成金については、過去に受けた当融資制度を繰上完済した場合(小規模企業等振興資金融資による回収条件を除く。)、信用保証協会から返戻を受けた信用保証料の額のうち、助成金相当額を当市へ返還していただくこととなります。(春日井市商工業振興条例施行規則第36条)

※ 回収条件で完済した場合は、新たな融資額から回収額を差し引いた額を基に助成金を算定しますので、信用保証料を返還していただく必要はありません。

小規模企業等振興資金融資提出書類一覧

No.	書類名称	注意事項	<input checked="" type="checkbox"/>
1	信用保証委託申込書	<ul style="list-style-type: none"> <li>主たる営業場所が春日井市内にあること</li> <li>必要事項が全て記入してあること</li> <li>運転資金の場合、6か月以内に振・振小の運転資金の申込がないこと</li> <li>携帯電話などの連絡の取りやすい連絡先を記入すること</li> <li>裏面の保証人欄記入すること（保証人無しの場合は白紙で提出）</li> </ul>	
2	申込人(企業)概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>前回と変更なければ省略可</li> </ul>	
3	信用保証依頼書	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要事項が全て記入してあること</li> </ul> ※完済する保証有の場合、その保証が小規模企業等振興資金以外は受付不可	
4	所得税確定申告書 (個人) 法人税確定申告書 (法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>直近2期分</li> <li>個人：確定申告書（第一表）、決算書一式（損益計算書、貸借対照表、月別売上金額及び仕入金額、減価償却費の計算）</li> <li>※決算書には未作成の書類もあるが、貸借対照表については未作成でも任意様式で作成し提出すること</li> <li>法人：法人税確定申告書（別表1）、決算書一式（損益計算書、貸借対照表、製造原価報告書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書、個別注記表）</li> <li>※決算書には未作成の書類もあるが、損益計算書、貸借対照表は必須</li> <li>※法人成り後申告をしていない場合は、個人の所得税確定申告書を提出</li> </ul>	
5	納税証明書 直近の納付書	<ul style="list-style-type: none"> <li>写しの提出でも可（口座振替の場合は通帳の写しでも可）</li> <li>個人：所得税、個人事業税、市県民税</li> <li>法人：法人税、法人事業税・法人県民税、法人市民税</li> <li>※法人成り後の申請の場合は、個人事業主に掛かる税の確認は不要</li> </ul>	
6	商業登記簿謄本	<ul style="list-style-type: none"> <li>協会利用が初めてで協会へ未提出の場合は3か月以内に取得したもの(写し可)必要</li> <li>提出済みまたは2回目以降の場合は過去に取得したものの写しで可</li> </ul>	
7	印鑑証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>協会利用が初めてで協会へ未提出の場合は個人・法人共に3か月以内に取得したもの(写し可)必要</li> <li>※連帯保証人、物上保証人がいる場合は同様の取扱いにて提出すること</li> </ul>	
8	個人情報の取扱い に関する同意書	<ul style="list-style-type: none"> <li>R3.4.1以降協会を初めて利用する場合のみ必要</li> <li>※連帯保証人、物上保証人がいる場合は同様の取扱いにて提出すること</li> </ul>	
9	営業現況調べ	<ul style="list-style-type: none"> <li>市様式（市ホームページからダウンロード可能）</li> <li>承諾書欄への署名・押印すること</li> </ul>	
10	営業実態調査書	<ul style="list-style-type: none"> <li>協会利用が初めてで、協会へ未提出の場合のみ必要</li> </ul>	
11	見積書(写)	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備資金の場合のみ必要（宛名に申込人の記載があるもの）</li> <li>※車輛購入の場合、4ナンバー、1ナンバー車(商用車、バン、トラック等)以外の3ナンバー、5ナンバー車(乗用車、ワンボックスカー等)購入の場合は見積額の7割までしか設備資金の申込を認めていないので注意</li> </ul>	
12	定款(法人のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人設立後、協会利用が初めてで、協会へ未提出の場合のみ必要</li> </ul>	
13	開業届(個人のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人開業後、協会利用が初めてで、協会へ未提出の場合のみ必要</li> </ul>	
14	試算表	<ul style="list-style-type: none"> <li>申告(決算)後6か経過しており、協会へ未提出の場合のみ必要</li> </ul>	
15	許認可証(写)	<ul style="list-style-type: none"> <li>協会へ提出済みで許認可証が有効期間内である場合には不要</li> <li>※事業上必要な許認可証等がある場合に限る</li> </ul>	
16	担保関係書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>担保有の場合必要</li> </ul>	

提出  
必須  
書類

必要  
となる  
場合  
がある  
書類